



平成24年5月11日

各 位

会 社 名 アサヒホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 寺山 満春
(コード番号5857 東証第1部)
問合先責任者 取締役 東浦 知哉
(TEL.03-6270-1833)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成24年6月14日開催予定の当社第3期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会及び取締役会の開催及び運営をより機動的に行うために、現行定款第13条及び第20条の招集者及び議長を代表取締役とする旨の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネット開示によってみなし提供できる旨の規定を、第14条として新設するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮することができるよう、取締役会決議に基づき取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を、第26条及び第34条として新設するものであります。なお、第26条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記の定款変更に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成24年6月14日（予定）
定款変更の効力発生日	平成24年6月14日（予定）

以 上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第12条 [略]</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第12条 [現行どおり]</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会が定める代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会が定める代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第14条～第19条 [略]</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第15条～第20条 [現行どおり]</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会が定めた代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第21条～第24条 [略]</p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条～第25条 [現行どおり]</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償</u></p>

<p>第25条～第31条 [略]</p> <p>(新 設)</p> <p>第32条～第36条 [略]</p>	<p><u>責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条～第33条 [現行どおり]</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第39条 [現行どおり]</p>
--	--

以 上